

# 入札説明書

令和6年5月16日

※ 一度申請した入札参加資格審査申請書類の書換え、引換えおよび撤回はできませんので、注意してください。

※ 当該工事は総合評価落札方式による一般競争入札のため、落札後の配置予定技術者変更は認められません（傷病、死亡または退職などやむを得ない理由による場合および本市との間で書面等による合意がある場合を除く）ので、注意してください。

## 1 一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）に付する工事の内容

- (1) 工事名 市道本通3-4号線舗装道修繕工事
- (2) 施工場所 函館市本通3丁目13番から16番まで
- (3) 工期 契約の日の翌日から起算して210日間
- (4) 工事概要 施工延長376.6m 施工幅員7.50m~10.00m 舗装工 防護柵工 区画線工 雑工 仮設工
- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）  
48,730,000円
- (6) 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格  
函館市建設工事低入札価格調査要領（平成21年9月1日施行。以下「要領」という。）第3条第1項の規定による価格（以下「調査基準価格」という。）
- (7) 低入札価格調査において失格と判断する基準となる価格  
要領第8条第2項の規定による価格
- (8) その他  
本工事は「週休2日試行工事」の対象工事である。

## 2 申請の期間および申請書の提出先

- (1) 申請の期間 令和6年5月16日から令和6年5月24日まで
- (2) 申請書の提出先 函館市東雲町4番13号 函館市財務部調度課

(電話番号 0138-21-3514)

### 3 設計図書等の閲覧等

(1) 工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧期間 令和6年5月16日から令和6年6月5日まで

イ 閲覧場所 函館市財務部調度課

(2) 前号に定めるもののほか、設計図書等は閲覧期間中、電子データにより函館市財務部調度課ホームページに掲載します。

(3) 前号に定める設計図書等を閲覧しようとする場合に必要な電子データのパスワードは、函館市財務部調度課執務室内、戸井支所、恵山支所、椴法華支所および南茅部支所に掲示します。

### 4 質問書の提出

(1) 提出期間 令和6年5月16日から令和6年5月29日まで

(2) 提出先 函館市土木部道路建設課 (電話番号 0138-21-3422)

### 5 入札の方法

入札は、一般書留または簡易書留のいずれかにより入札日を配達指定日とし、函館市財務部調度課あて郵送の手続きをしてください。

### 6 入札執行の日時および場所

(1) 日時 令和6年6月6日午前11時

(2) 場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所5階入札室

### 7 落札者の決定等

(1) 総合評価落札方式評価基準に基づく点数(=技術評価点)および入札価格を基に、次の式により算出した数値(=評価値)の最も高い者を落札者とします。

評価値(小数点第5位以下切り捨て) = 技術評価点 + 価格評価点  
( $80 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$ )

なお、最低入札価格および入札価格が調査基準価格を下回る場合は、最低入札価格および入札価格をそれぞれ調査基準価格と読み替えるものとし、価格評価点は80点を超えないこととします。

(2) 評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札を保留し、当該者に対して低入札価格調査を行います。

(3) 前号の調査の対象者は、低入札価格調査委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められなければ落札者となりません。

## 8 入札結果等の公表日

令和6年6月6日（低入札価格調査の対象となる場合は、当該低入札価格調査の終了後に市長が定める日）

## 9 提出書類についての留意事項等

### (1) 同種工事施行成績確認調書

本工事と同じ工種で、令和3年度から令和5年度までの期間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に受渡し完了し、函館市（公営企業を含む。）から工事施行成績の評定結果の通知を受けた工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）について記載してください。

### (2) 同種・同規模工事の施工実績調書

平成31（令和元）年度から令和5年度までの期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）に元請けとして施工し、受渡しの完了した工事で、本工事と同じ工種（公道の現道における、アスファルト舗装工事に限る）であり、かつ、本工事の予定価格の70%以上の契約金額の工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）の実績が評価の対象となります。

共同企業体の構成員として施工した実績の場合

実績工事の契約金額×出資割合 $\geq$ 本工事の予定価格（税込み）  
×70%

※ 当該工事は平成21年度以降に受渡しの完了した、元請けとして、公道の現道において、アスファルト舗装工事の施工実績を有することが入札参加資格要件となります。同種・同規模工事の施工実績がない場合は、類似工事施工実績調書（契約書等（発注機関が函館市以外の施工実績の場合は、工事カルテ）の写しを添付）をご提出ください。

※ 共同企業体（分担施工型）の実績の場合、工事カルテのほか協定書の写しも併せてご提出ください。

(3) 配置予定技術者調書（総合評価落札方式用）

技術者は、傷病、死亡または退職などやむを得ない理由による場合および本市との間で書面等による合意がある場合を除き変更できません。

工事の実績（公道の現道における、アスファルト舗装工事に限る）について、本工事の予定価格の70%以上の契約金額の工事（共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その出資割合が20%以上のもの）のものを評価の対象とします。

(4) 主任（監理）技術者のCPDに係る証明書の写し

ア 指定する団体と推奨単位

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20以上	30以上	40以上	50以上	60以上
(公社)土木学会	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50以上	—	100以上	—	—

イ 推奨単位の1年間とは、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）です。

推奨単位の2年間以上とは、令和5年度を含めた期間です。（2年間の場合は、令和4年度および令和5年度の期間）

(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札公告日の直近に通知された有効なもの（審査基準日（決算日）から1年7か月以内）の写しを添付してください。

(6) その他

詳細は、別紙「評価項目に係る提出書類一覧」をご確認ください。

10 公正な入札の確保

入札に当たっては、次のいずれの行為も行ってはなりません。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号)等に抵触する不正な行為

(2) 競争を制限する目的で他の入札者と入札の意思および入札価格について行う相談

(3) 落札者の決定前において、他の入札者に対し行う入札価格および評価項目に関する事項の意図的な開示

#### 11 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額(契約金額)としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額(消費税および地方消費税相当額を含まない額)を入札書に記載してください。

#### 12 入札の無効

次の入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札

(2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札(文字の誤脱、汚染、と抹または改ざん等)

(3) 入札書の記載金額を訂正した入札

(4) 入札者の記名押印のない入札

(5) 同一事項に対して同一入札者から同時になされた2通以上の入札

(6) 予定価格を超える入札

(7) 5に規定する入札の方法以外の方法による入札

#### 13 入札の失格

入札執行の際に函館市財務部調度課へ到達しなかった入札は失格とします。

#### 14 技術評価点に関するペナルティ

総合評価落札方式評価基準の評価項目については、工事着手以降において、評価した内容が満たされているかどうかを工事監督員が確認

し、その内容が明らかに満たされていない場合は、次のとおり取り扱うものとしします。

(1) 配置予定技術者の変更による場合

技術者については、やむを得ない理由等以外での変更は認められませんが、やむを得ない理由等による場合であっても、変更した技術者の資格等が入札時に評価したものより劣り、評価が下がるときは、その内容に応じ、当該工事に係る工事施行成績の評定点を減点することがあります。

ア 減点数は、最大3点とします。

イ 減点数

(ア) 技術者の資格に係る評価が下がる場合 2点

(イ) 技術者の資格以外に係る評価が下がる場合 1点

(2) 工事施行成績の評定点の減点以外のペナルティ

当該工事に係る工事施行成績の評定点の減点のほか、必要に応じて函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく措置を講じることがあります。

15 その他

(1) 郵送した入札書を書換え、引換えまたは撤回することはできません。

(2) 技術評価点を除き、提出された資料等は、公表しません。

(3) 提出された資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合および低入札価格調査における資料等の提出を拒んだ場合は、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく必要な措置等を講じるものとしします。

(4) 詳細は、入札心得（第12条を除く。）によります。

16 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課

## 評価項目に係る提出書類一覧

工事名 市道本通3-4号線舗装道修繕工事

様式	書類名称	提出条件	評価項目	留意事項	添付書類
3	同種工事施行成績確認調書	必須	函館市発注の同種工事施行成績の平均点(※)	当該工事と同工種で、指定する期間に受渡しが完了し、函館市(公営企業を含む。)から工事施行成績の評定結果の通知を受けた工事について記載すること。	評定結果の通知書の写し(共同企業体の構成員の場合は他に協定書等の写し)
4	同種・同規模工事の施工実績調書	必須	同種・同規模工事の施工実績(※)	元請けとして施工し、受渡しの完了した同工種かつ同規模工事の実績であること。そのうち、過去5年度間に函館市(公営企業を含む。)、国、他の地方公共団体および特殊法人等が発注したものを、記載すること。	工事カルテ等の写し
準用	類似工事施工実績調書(一般競争入札様式3)	4の実績が「なし」の場合		平成21年度以降に受渡しの完了した、元請けとして、公道の現道における、アスファルト舗装工事の施工実績	契約書または工事カルテ等の写し
5	配置予定技術者調書(総合評価落札方式用)	必須	主任(監理)技術者の資格および年齢 主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績(※)	配置予定技術者の資格および生年月日を記載すること。 同工種かつ同規模工事の実績のうち、過去5年度間に元請けとして施工し受渡しの完了した函館市(公営企業を含む。)、国、地方公共団体および特殊法人等の発注工事を記載すること。 なお、技術者は傷病、死亡または退職等による場合および本市との間で書面等による合意がある場合を除き変更できません。	資格者証の写し 健康保険被保険者証の写し 工事カルテ等の写し
7	地域貢献確認調書	必須	防災協定の締結障がい者の雇用保護観察対象者等の就労支援	自社の地域貢献の状況について、該当する項目に「○」を付け、必要事項を記載すること。	
8	協力雇用主活動実績証明書	該当する場合	保護観察対象者等の就労支援	令和3年4月1日以降の実績について記載のうえ、函館保護観察所の証明を受けてください。	

様式	書類名称	提出条件	評価項目	留意事項	添付書類
	その他	該当する場合	品質・環境マネジメントシステム認証取得		各マネジメントシステム登録証の写し
		必須	経営事項審査における審査項目（建設機械の保有状況）	入札公告日の直前に通知された有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書によること。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
		該当する場合	主任（監理）技術者の継続教育（CPD）	推奨単位の1年間とは、当該年度の前年度であること。推奨単位の2年間以上とは、当該年度の前年度を含めた2年度以上であること。 ※北海道に準じ、一部基準を緩和しております。	CPDの証明書の写し
		該当する場合	防災協定の締結	函館市（公営企業を含む。）と防災協定を締結している場合。	協定書の写し
				函館市（公営企業を含む。）と防災協定を締結している団体に加入している場合。	協定書の写し 団体への所属を確認できる書類
	該当する場合	障がい者の雇用	「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある場合	入札参加資格審査申請日直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控（公共職業安定所の受付印があるもの）の写し	
			「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がない場合	「身体障害者手帳」，「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の写し	

(※) 施工実績について、共同企業体の構成員として施工した実績の場合は、その**出資割合が20%以上**の工事であること。

また、同規模とは、当該工事の**予定価格（税込み）の70%以上**の契約金額とする。

**【単体企業で施工した実績の場合】**

実績工事の契約金額 $\geq$ 当該工事の予定価格（税込み） $\times$ 70%

**【共同企業体で施工した実績の場合】**

実績工事の契約金額 $\times$ 出資割合 $\geq$ 当該工事の予定価格（税込み） $\times$ 70%

特殊法人等：特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に定めるものとする。